

💡補助金の交付申請について

申請の期間：平成28年10月1日以降に、子育て世帯や若年夫婦世帯が枚方市に転入してから6か月以内に申請ができます。
(リフォームの契約前には、必ず事前協議を行ってください。)

申請書の取得：枚方市ホームページに掲載しているほか、枚方市景観住宅整備課の窓口で配布しています。

申請書の提出先：枚方市役所の景観住宅整備課に直接持参し、提出してください。
場 所 …枚方市役所 分館2階
開庁時間 …9時～17時30分(12時～12時45分を除く)
ただし、次の日は申請書の提出ができません。
・土日祝 ・毎年12月29日～1月3日
・年度末の2～3週間程度

申請に必要な書類：申請書に次の書類を添えてください。

- 親子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書など(本籍地で取得)
- 子世帯が市外に1年以上継続して居住していたことを証明できる戸籍附票、住民票除票の写しなど(戸籍附票は本籍地、住民票除票は転入前の住所地で取得)
- リフォームした住宅の建物登記簿の全部事項証明書(法務局で取得)
- リフォーム工事の契約書及び領収書の写し
- リフォームした住宅の建築基準法による検査済証の写し(これに代わる書類可)
- 平面図、立面図その他のリフォーム工事の内容が確認できる書類
- リフォーム工事をした部分の施行前及び施行後の写真
- 三世代家族の全員が枚方市税を滞納していないことが証明できる書類(枚方市の市民室で取得)
- 三世代家族の全員の住民票の写し(枚方市の市民室で取得。これに代わる書類可)
- 子育て世帯が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し(これに代わる書類可)
- その他市長が必要と認める書類

※リフォーム工事の契約書と領収書及び母子手帳(該当する場合は、申請の際に原本を提示してください。

- 注意事項**：①補助金の対象となる経費に誤りがないか十分に確認してください。
②以下に該当する場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要です。
- ・不正の手段により申請し、補助金の交付を受けた場合
 - ・交付決定の通知を受けてから、14日以内に請求書を市長に提出しない場合
 - ・交付決定時に付される交付の条件を遵守しない場合(条件の例)
- (1) 適正に補助金を交付するため、市長が交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること
 - (2) 交付の要件を遵守すること
 - (3) 少なくとも交付決定後3年間は、子世帯はリフォームした住宅に居住すること(やむを得ない事情で市長が認める場合を除く)



枚方市三世代家族・定住促進

住宅リフォーム補助

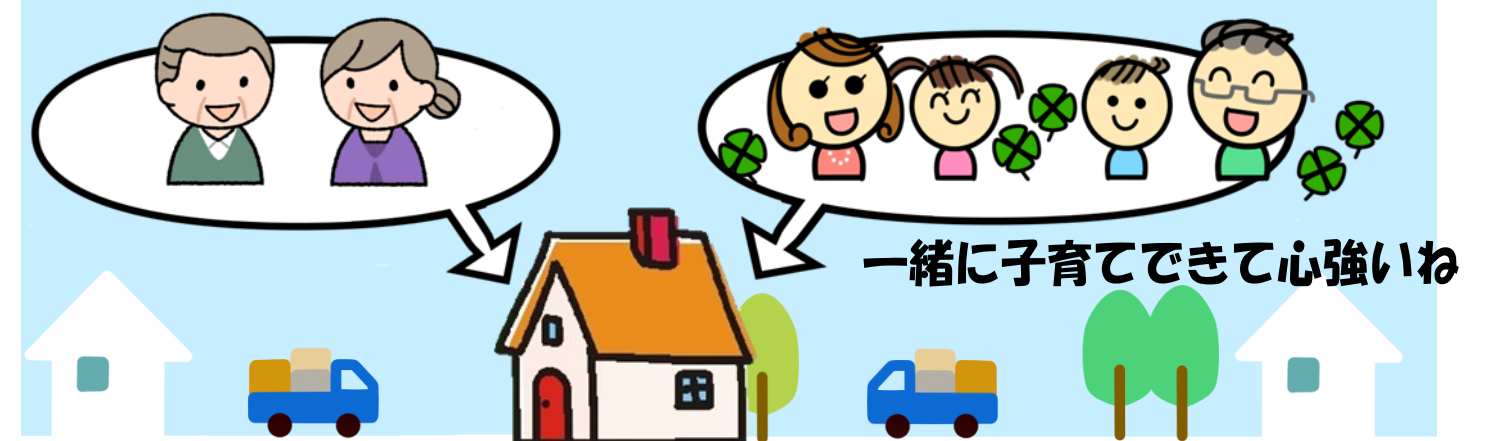
最大

30万円
を補助します

子育て世帯や若年夫婦世帯が、親世帯と同居するために住宅をリフォームするための費用の一部を補助します。!

家族と暮らせて安心だね

おじいちゃんとおばあちゃんと遊べる!



一緒に子育てできて心強いね

問合せ先

枚方市 都市整備部 景観住宅整備課

☎ 電話番号：072-841-1478

📠 FAX番号：072-841-5101

✉ メールアドレス：keikanjutaku@city.hirakata.osaka.jp



風・きりり 夢・ひらり

🔍 交付の対象要件（交付申請時に満たす必要がある事項など）

1. 対象世帯

新たに住宅をリフォームして同居する、市外に在住する子世帯と、市内に在住する親世帯から成る三世代家族が次の要件を満たすこと。

子世帯（①・②のどちらか）

①子育て世帯

（満18歳になってから初めての3月31日を迎えるまでの子どもと同居する世帯）



②若年夫婦世帯

（夫婦がどちらも40歳未満の世帯）



要件（全てを満たすこと）

- 住宅のリフォームに伴い市内に転入していること
- 市内に転入するまで、継続して1年以上市外に居住していたこと
- 平成28年10月1日以降に市内に転入の手続きをして、リフォームした住宅に居住していること

親世帯

子世帯の次の①か②のどちらかの者の父母や祖父母（単身可）

- ①子育てをしている父母
- ②どちらも40歳未満の夫婦

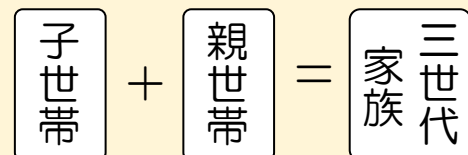


要件

- 市内に継続して1年以上居住していること

三世代家族

市内で同居する子世帯と親世帯からなる家族



要件（全てを満たすこと）

- 枚方市税を滞納していないこと
- 枚方市三世代家族・定住促進の住宅取得補助やリフォーム補助の交付申請を既に行っていないこと（当人以外の家族も同様）
- 枚方市結婚新生活支援補助金の交付決定を受けていないこと（当人以外の家族も同様）
- 暴力団員や暴力団密接関係者でないこと

2. 対象住宅

三世代家族が同居するためにリフォームする住宅は、次の要件を満たすこと。

リフォームする住宅

市内で子世帯と親世帯が同居するために、リフォームする住宅

- ・親世帯が住んでいた住宅など
- ・分譲の集合住宅可（共同住宅、長屋等）



要件（全てを満たすこと）

- 子育てをしている父母やどちらも40歳未満の夫婦か、それらと同居する親のいずれかが所有し、これらの者がリフォームの契約をしたこと
- 平成28年10月1日以降の当初契約に基づきリフォームしたものであること
- 建築基準関係規定に基づき適正に建築されたものであること。

🔍 補助額

補助額は、次のとおり決まります。

補助限度額

30万円を限度に、同居するためのリフォームにかかった費用の1/2を補助*（1,000円未満切捨て）

- ・補助対象のリフォームが10万円以上（税抜）の工事であること。
- ・枚方市内の業者が行う工事であること。

（ただし、下記は原則として除く。）

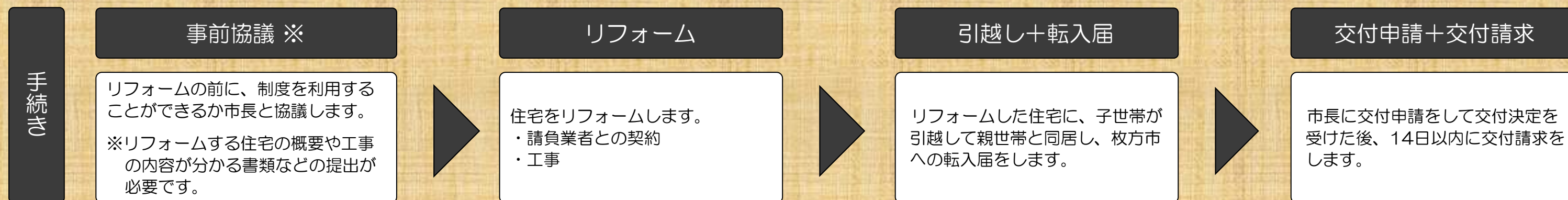
- ・三世代家族が自ら行う工事
- ・住宅と別棟の車庫、物置、納屋等の工事
- ・門、塀、垣、柵、庭等の外構の工事
- ・カーテン、テーブルコンロ、ベッドその他取外し可能な製品の購入や設置工事
- ・家具、家庭用電化製品の購入や設置工事
- ・国、府や枚方市の別のリフォーム補助を受けた工事

補助対象のリフォーム

- 増築、改築等の建築工事
- 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- 電気、ガス等の設備工事
- トイレ、風呂、キッチン等の改修等の給排水工事
- その他市長が適当であると認める工事

※予算の範囲内での補助

🔍 交付までの流れ



※ 制度を利用できるかどうかを確認するために、リフォーム（契約）の前に必ず事前協議を行ってください。